

学習指導補助員（会計年度任用職員）募集要項 公募用

項 目	内 容
1 職名	学習指導補助員（会計年度任用職員）
2 任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
3 任用期間	任用決定日から令和7年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和7年4月1日以降の任用を保障するものではありません。（業務上の必要がなくなった場合、予算の減少・法令の改正等により廃職又は減員する場合等）
4 勤務職場	市立小学校
5 職務内容	小学校における学習に関する補助（TT指導含む）等
6 応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第16条の欠格事項に該当にしないこと。</li> <li>・心身ともに健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行できること。</li> <li>・有効な教員免許状（小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭のいずれか）を有する者。</li> <li>・児童や教員等に対し、明朗で温かな接遇を行うことができること。</li> <li>・服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること。</li> <li>・自分の業務を理解し、責任感をもって一生懸命業務に取り組むことができること。</li> </ul>
7 勤務時間	月13日 ・学校業務が行われる月曜日から金曜日：8時30分から17時までの間で1日当たり6時間とし、その割り振りは、校長が行うものとする。 ・所定勤務時間を超える勤務の有無 有（業務の必要上やむを得ない場合）
8 勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週休日（日曜日及び土曜日）及び国民の祝日に関する法律による休日</li> <li>※行事等により土曜日、日曜日、祝日に勤務を割り振る場合有</li> <li>・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）</li> <li>・県民の日</li> <li>・夏季休業などの長期休業日中は、研修等の実施を除き、勤務がありません。</li> </ul>
9 休憩時間	なし（校長の割り振りにより適宜取得）
10 休暇等	<p>（有給） 公民権行使、結婚休暇、忌引 等</p> <p>（無給） 産前・産後休暇、育児時間、子の看護休暇※、生理休暇、短期介護休暇※、介護休暇※、育児休業※ 等</p> <p>※一定の要件を満たす場合</p>
11 報酬額	時間額1,222円（地域手当を含みます。） ・常勤職員と同様になるよう、通勤手当相当報酬を別途支給 ・一定の要件を満たす場合、期末手当及び勤勉手当を支給 ・原則として月の1日から末日までの期間分を翌月の21日に口座振込により支給
12 社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 なし
13 応募方法等	<p>申込書類を下記問合せ先に郵送又は持参してください。</p> <p>申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。</p> <p>申込書類 会計年度任用職員申込書 結果通知用封筒（110円切手を貼付し、本人の住所・氏名を記入のもの） 平日8時30分から17時15分まで。</p>
14 選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書による書類選考及び面接（日程を調整し、随時実施）</li> <li>・選考の結果及び面接の日時については、申込者本人宛てに別途通知します。</li> </ul>
15 問合せ	草加市教育委員会 教育総務部 指導課 住所：〒340-8550 草加市高砂1-1-1 草加市役所本庁舎7階 電話：048-922-2748

- ※ その他の勤務条件等は、草加市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。また、勤務条件等は令和7年1月時点のものであり、変更になる可能性があります。
- ※ 法改正等に伴う制度変更により、年度途中であっても、給与、勤務条件及び加入する社会保険制度が変更となる場合があります。
- ※ 休職、病気休暇又は、欠勤により勤務しなかった日数を合計した日数が、任用期間中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達している場合、翌年度の再度任用が認められません。